平成２５年（フ）第１９５４号
名古屋市緑区浦里４丁目８番地　南浦里荘205号
破産者　水野　昌司
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６３号
名古屋市天白区中平３丁目504番地、従前の住所名古屋市天白区荒池２丁目1704番地
破産者　奥山　健二
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
京都府福知山市内記６丁目北81　吉田方、住民票上の住所京都府福知山市字天田72番地コーポウエスト１階２号
破産者　村上　幸子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
大阪市東成区神路１－５－20ＦＬＡＴ34深江橋603、開始決定時大阪市東成区東中本３丁目９番23号
破産者　宮辻組こと　宮辻　啓文
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３８号
大阪市淀川区新高６丁目４番７号
破産者　ビットカフェオオサカこと　田村　八乗
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目15－６　アベニュー中加賀屋301、住民票上の住所大阪市都島区都島南通２丁目１番２－608号
破産者　藤本　順也
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３８号
大阪府吹田市岸部中２丁目８番Ｆ－302号
破産者　古谷　克己
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３９号
大阪府吹田市岸部中２丁目８番Ｆ－302号
破産者　古谷　月子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７０号
大阪府羽曳野市伊賀３－８－２、開始決定時大阪市住吉区南住吉４丁目６番18号　グレース南住吉　307号
破産者　プリマートこと　吉岡　秀友
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１６号
大阪府松原市小川５丁目６番９－102号、開始決定時の住所大阪府柏原市本郷４丁目３番46号
破産者　ビワコ屋こと　福地　志行
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４８号
大阪府河内長野市緑ケ丘北町23番14号
破産者　緒方千鶴香
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５８号
堺市南区庭代台３丁13番２－310号、前住所大阪府河内長野市緑ケ丘北町９番３号
破産者　タートルコタニこと　小谷　智紀
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番１－102号県住下手野団地、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町仁位462番地13
破産者　祖開志保子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市本名町6075番地、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市本名町2696番地１
破産者　後藤　弘
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５９号
北海道夕張郡栗山町字継立176番地16
破産者　橘内　治則
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第７２号
北海道岩見沢市春日町２丁目５番15号
破産者　葛西　昭夫
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１５９号
青森県むつ市脇野沢新井田13番地
破産者　立石　　均
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
青森県五所川原市大字小曲字沼田59番地１　さとうマンション８号
破産者　藤森　洋一
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係